

令和8年6月9日  
部 署：会計管理室会計課  
電話番号：(082) 420-0962

## 所得税の源泉徴収漏れに係る対応状況について

令和8年2月に判明した所得税の源泉徴収事務の誤りについて、所得税、延滞税及び不納付加算税の納付等の対応が完了しました。

関係者及び市民の皆様にはご迷惑をおかけしましたことを改めてお詫び申し上げます。今後は、このような事態が発生しないよう、再発防止策を講じたうえで、適切な事務処理に努めてまいります。

内容の詳細は別紙のとおり。

## 所得税の源泉徴収漏れに係る対応状況について

### 1 概要

本市が、個人事業主に対して委託料等を支払う際、所得税の源泉徴収対象となる報酬・料金であるにもかかわらず、源泉徴収事務を適切に行っていなかった事案について、所得税、延滞税及び不納付加算税の納付並びに相手方からの返還がすべて完了したため、最終報告するもの。

### 2 源泉徴収不足額及び延滞税・不納付加算税

報告時点	源泉徴収漏れ 対象者数・件数	源泉徴収不足額	延滞税(※)	不納付加算税(※)
中間 (2/26)	26人／52件	2,284,731円	約199,000円	約95,000円
最終 (6/9)	26人／52件	2,284,731円	35,100円	95,000円

※延滞税及び不納付加算税の中間数値は2月26日時点で市が試算した見込額で、最終数値は確定額

### 3 対応状況

- (1) 源泉徴収漏れにより、市が納付を行っていなかった所得税2,284,731円は、3月11日までに西条税務署に全額納付した。
- (2) 支払時に所得税を源泉徴収していなかった相手方26人に事案の経緯を説明するとともに謝罪した。所得税納付額2,284,731円の相手方からの返還は、4月15日までに全員から返納いただいた。
- (3) 広島国税局から請求を受けた延滞税35,100円及び不納付加算税95,000円は、5月25日までに全額納付した。

### 4 再発防止策の取組み状況

- (1) 工事契約の請求書様式に個人事業主用の様式を追加し、請求書内に源泉徴収額を記載する欄を設けた。(令和8年4月1日から)
- (2) 4月1日に改訂した会計事務の手引きに源泉徴収事務に係る留意事項を追加し、個人事業主に発注した場合は源泉所得税を記載することや、判断に迷う事項については税務署に確認することなどを周知した。
- (3) 5月20日に実施した会計事務研修において、所得税法に定める「報酬・料金」に係る源泉徴収の事務を適正に執行するよう改めて周知徹底を図った。